

第六 教 育

1、六・三制實施による學校整備狀況

米國教育視察團の第一次來邦の結果、我が國に於ては明治初年以來の教育制度に大改革が實施されることになり 昭和22年度には新學制實施に伴い 義務教育三年延長による新制中學校の發足を見たのであるが、當時は未だ學校施設は全然整備されていなかつた。當入尾市に於ては町村合併直前であり、舊入尾町が現在の用和小學校に隣接した用地を入尾町立新制中學校敷地に當て12教室の校舍を新築した外は校舍新築の敷地を決定したまでにとゞまり 校舍建設に至らず舊龍華町は龍華小學校々舎の一部を、舊久寶寺村は久寶寺小學校の講堂を間仕切し、舊大正村は大正小學校の一部を使用し新制中學校として發足したのである。翌23年4月5ヶ町村合併により入尾市が誕生した。而るに同生徒数の自然増加は舊施設に收容し切れず同年9月に至り、入尾中學校と西郡中學校は合同し府立山本高等學校々舎を借用することになり、久寶寺中學校は先の舊入尾町に於て建築された校舍と久寶寺小學校に分散し龍華中學校大正中學校はそのまゝ小學校を使用した。この間不幸にして久寶寺中學校使用中の7教室を燒失したことは遺憾の極であるが、24年度に於て直ちにこれを復舊し 久寶寺中學校12教室を新築し引續き25年度に於て入尾中學校4教室の新築を實施した。

その間大正中學校は舊陸軍兵舎の買収改造により、小學校より分離獨立することになった。又一方25年度には府立山本高等學校々舎返還問題があり、市は舊双葉女學校々舎の買収を決定し 畫期的な學制改革により發足した新制中學校も一應獨立し得ることになったのである。然しながら年々生徒の自然増加により、小學校に於ては23年度西郡小學校の8教室の大改造を實施し、24年度に於ては竹淵小學校として18教室の新築、安中小學校8教室、山本小學校4教室を増築し、更に25年度竹淵小學校6教室増築を完成したが、尙現在二部授業實施中の久寶寺小學校の増築を近く豫定し年度内完成を期しているが、尙現状では早晚校舍不足に行き悩むことは必至であり將來の發展構想として新制中學校の獨立一校舎(約1,000名の生徒を收容し得るもの)の増設、小學校と併設中學校の獨立、及び本來の校舍でない建物を學校として使用している大正中學校の新築をも考えねばならぬ状態である。

2、各 學 校 所 在 地

◎ 高 等 學 校 (府 立) 全日制 2 校 定時制 1 校

校 名	校 長 名	所 在 地	地域別	電 話	最 寄 驛 名
入 山 入 尾 (定時制)	山 下 信 太 郎 山 森 仁 郎 山 下 信 太 郎	安中三〇二 山本六〇五 安中三〇二	甲 甲 甲	入尾 29 入尾 270 入尾 29	近 鐵 入 尾 近 鐵 入 尾 近 鐵 入 尾

◎ 中 學 校 (市 立) 4 校

校 名	校 長 名	所 在 地	地域別	電 話	最 寄 驛 名
八久龍大 寶	尾寺華正 黒鶴芝岡 田丸野哲之	謙作陶助 菅久太木 振寺堂本 一三〇〇 二〇五〇 二四八 二六四ノ四	甲甲甲乙	八尾 933 八尾 934	尾口尾田 八久寶寺 八久大正住宅 鐵線ス 近西バ 近鐵バ

◎ 小 學 校 (市 立) 9 校

校 名	校 長 名	所 在 地	地域別	電 話	最 寄 驛 名
八山用久龍大西安竹 寶	尾本和寺華正郡中淵 辻高藤本稱磯池山藤 岡田井莊垣上原本澤 嶺二次三 恒彦 柄正鈴 夫郎郎郎俊隆雄雄彦	尾本郷寺堂田郡松淵 三九二 三〇一 三六三二二一ノ一 四二二七 四一九七六 一三三四五 一五	甲甲甲甲甲乙甲甲	八尾 472 八尾 273 八尾 471 八尾 652 八尾 570 八尾 713 八尾 568	尾口尾田郡尾橋 八山久久太西八龜井 鐵線ス 近西バ 近鐵バ

◎ 幼 稚 園 (市 立) 5 園

園 名	園 長 名	所 在 地	地域別	電 話	最 寄 驛 名
八山用久龍大 寶	尾本和寺華正 △△△△△ 向高藤本松磯 井田井莊下上 ツ 恒彦 ル 二次三 一 エ 郎郎郎枝隆	尾本郷寺堂田 三九二 三二五 三二二七 三二二七 四二二七 一三	甲甲甲甲甲乙	八尾 472 八尾 273 八尾 471 八尾 652 八尾 570 八尾 713	尾口尾田 八山久久太 鐵線ス 近西バ 近鐵バ

(「△」印は兼務を示す)

3、學校別及教職員數

(イ) 高等學校
教職員數

(「△」印は兼務者を示す)

學校名	教職員數								教職員以外の職員及び用人數									
	校長		教諭		助教諭		講師		事務職員		學校醫		學校齒科醫		養護職員		用人	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
尾本尾山入(定時制)計	1	—	31	9	—	—	—	1	3	1	2	—	—	—	—	1	2	4
	1	—	22	12	—	—	2	1	2	1	3	—	1	—	—	1	2	2
	△ 1	—	△ 10	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	△ 1	—	△ 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	2	—	58	21	—	—	2	2	6	2	5	—	1	—	—	2	4	6

生徒數

學校名	學級數	一年		二年		三年		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
尾山入(定時制)計	23	228	160	216	141	150	133	594	434
	19	199	139	148	128	133	142	480	409
	4	81	4	30	4	—	9	120	8
	計	46	408	303	394	273	283	284	1,194

(ロ) 中學校
教職員數

(「△」印は兼務者を示す)

學校名	教職員數								教職員以外の職員及び用人數										
	校長		教諭		助教諭		講師		事務職員		學校醫		學校齒科醫		養護職員		用人		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
尾寶寺華正大計	1	—	26	11	—	—	△ 4	7	1	—	1	1	—	1	—	—	1	1	2
	1	—	12	4	—	—	—	2	2	1	—	1	—	1	—	—	—	1	—
	1	—	17	7	—	—	—	3	—	—	1	1	—	1	—	—	—	1	—
	1	—	8	2	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—
	計	4	—	63	24	—	—	△ 4	12	4	1	2	4	—	4	—	—	1	4

生徒數

學校名	學級數	一 年		二 年		三 年		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	
八久龍大	寶尾寺	29	283	257	294	239	289	232	866	728
	寶尾寺	12	111	113	88	75	89	76	288	264
	寶尾寺	17	190	196	179	161	142	111	511	468
	寶尾寺	6	58	58	41	35	49	50	148	143
計	64	642	624	602	510	569	469	1,813	1,603	

(ハ) 小 學 校

教 職 員 數

(「△」印は兼務者を示す)

學校名	教 員 數						教 員 以 外 の 職 員 及 び 用 人 數											
	校 長		教 諭		助 教		事 務 職 員		學 校 醫		學 校 齒 科 醫		養 護 職 員		用 人			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
八山久龍大西安竹	尾本	1	—	15	25	—	2	—	1	1	—	1	—	—	—	1	2	4
	尾本	1	—	14	9	1	4	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	2
	寶和寺	1	—	6	7	—	2	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	寶和寺	1	—	9	14	5	5	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	2
	寶和寺	1	—	13	△ 1	1	4	—	—	1	—	1	—	—	—	1	1	2
	寶和寺	1	—	7	17	1	4	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	2
正郡中淵	正郡	1	—	2	8	1	4	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
	正郡	1	—	2	2	6	3	—	—	1	—	1	—	—	—	2	—	—
	中淵	1	—	4	9	3	1	—	1	1	—	1	—	—	1	1	—	—
	中淵	1	—	6	6	5	6	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	1
計	9	—	76	△ 97	22	31	—	2	9	—	9	—	—	—	5	9	13	

兒童數

學校名	學級數	一年		二年		三年		四年		五年		六年		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八山用久龍大西安竹 寶 尾本和寺華正郡中淵	36	170	170	159	155	185	177	118	150	141	121	118	124	891	897
	22	118	102	98	92	117	92	83	99	77	80	75	87	568	552
	12	47	51	53	39	59	44	51	47	35	52	39	29	284	262
	29	120	112	128	121	118	127	122	106	121	99	80	83	689	648
	27	113	109	110	104	106	124	103	89	90	114	90	66	612	606
	18	57	90	60	93	71	75	53	70	60	69	54	52	355	449
	11	36	24	33	31	37	33	32	35	41	36	35	27	214	186
	14	77	66	59	53	64	79	43	74	47	55	42	50	332	377
	20	98	88	93	77	115	100	86	71	63	70	59	57	514	463
計	189	836	812	793	765	872	851	691	741	675	696	592	575	4,459	4,440

(二) 幼稚園

教職員數

(「△」印は兼務者を示す)

幼稚園名	教職員數								教員以外の職員數及び用人數								
	園長		教諭		助教諭		事務職員		園醫		園齒科醫		養護職員		用人		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
八山用久龍大 寶 尾本和寺華正	1	△	1	2	—	—	2	—	—	△	1	—	—	—	—	—	1
	△	1	—	2	—	△	2	—	—	△	1	—	—	—	—	—	1
	△	1	—	—	—	—	2	—	—	△	1	—	—	—	—	—	—
	△	1	—	1	—	—	2	—	—	△	1	—	—	—	—	—	1
	△	1	△	1	1	△	1	—	—	△	1	—	—	—	—	—	1
計	4	2	2	7	—	12	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	5

園兒數

園名	學級數	男	女
八山用久龍大 寶 尾本和寺華正	4	86	94
	3	62	50
	2	36	27
	3	64	60
	4	69	47
計	18	343	312

4、學校別長欠不就學狀況調査

(イ) 小 學 校

校 名	在籍兒童生徒數		長欠不就學兒童生徒數		長欠不就學率(%)		長欠不就學 增 減(%)		
	4 月	11 月	4 月	11 月	4 月	11 月			
八山用久龍寶	尾本	1,769	1,789	14	36	0.8	2.0	+	1.2
	和	1,094	1,110	7	16	0.6	1.4	+	0.8
	寺	539	545	6	5	1.1	0.9	-	0.2
	華	1,333	1,336	19	18	1.4	1.3	-	0.1
大西安竹	正郡	1,204	1,204	14	14	1.1	1.1		0
	中淵	800	803	11	15	1.3	1.9	+	0.6
	淵	330	400	72	61	21.8	15.3	-	6.5
	計	684	709	2	14	0.3	1.9	+	1.6
計	965	972	18	25	1.9	2.6	+	0.7	
計	8,718	8,868	163	204	1.9	2.3	+	0.4	

(ロ) 中 學 校

校 名	在籍生徒數		長欠不就學生徒數		長欠不就學率(%)		長欠不就學 增 減(%)		
	4 月	11 月	4 月	11 月	4 月	11 月			
八久龍大寶	尾寺	1,551	1,595	115	138	7.4	8.6	+	1.2
	華	552	550	102	105	18.4	19.1	+	0.7
	正	815	981	123	178	15.0	18.1	+	3.1
	計	238	291	55	60	23.1	20.5	-	2.6
計	3,156	3,417	395	481	12.5	14.1	+	1.6	

5、教育扶助を必要とする児童生徒数調査

(イ) 小 学 校

校 名	在籍児童数	教育扶助を必要とする児童数			在籍数に対する 比率(%)
		生活保護法に よる被保護者	保護を 受けない者	計	
入山用久龍 寶	1,789	37	133	170	9.5
	1,120	13	32	45	4.0
	545	11	29	40	7.3
	1,336	17	58	75	5.6
	1,204	16	56	72	5.9
大西安竹	803	30	25	55	6.9
	400	16	21	37	9.3
	709	18	19	37	5.2
計	972	17	144	161	16.6
計	8,878	175	517	692	7.8

(ロ) 中 学 校

校 名	在籍生徒数	教育扶助を必要とする生徒数			在籍数に対する 比率(%)
		生活保護法に よる被保護者	保護を 受けない者	計	
入久龍大 寶	1,595	20	28	48	3.1
	550	10	16	26	4.8
	981	6	189	195	19.1
	291	5	11	16	5.5
計	3,417	41	244	285	8.3

第七 社 會 事 情

1、概 説

民生安定は平和にして文化國家を建設する爲必要且緊急を要することであるが、市民が常に健康を保持して最低の文化的生活を営む事はお互に國民の義務であり權利である。然るに終戦後の今日社會的疾患に對し生活保護法、社會事業法、住宅難緩和及失業者対策等に該當する市民は、國家の補助によつて保證せられている。現に本部に於ては民生事業として生活扶助その他の扶助、引揚者家族の保護、失業者の救済、保育所、公益質屋、内職斡旋所、引揚者住宅等設備、事業にしましても多方面に亘り容易に其の實績を挙げ得ませんが、これ等救済にその成果達成に萬全を期し市民各位一体となつて居ます。

又民生關係に置きましても、委員各位の献身的努力によりまして市民一般よりその奉仕的活動を感謝されて居ります。又公益質屋に於ても庶民金融機關として重要な役割を果し俸給生活者即ち庶民階級の利用者多く、且現今の社會的經濟界の金詰りをも關係して一般市民の利用者が増加して居り、順調且堅實に運営している。

2、生活保護法の保護種別

(自昭和24年4月1日)
(至昭和25年3月31日)

保 護 區 分	世 帯	人 員	扶 助 額	備 考
生 活 扶 助 (居 宅)	415	1,155	6,489,803.87	
ク 療 扶 助 (收 容)	2	2	5,745.00	
醫 療 扶 助 (居 宅)	46	50	981,642.10	
ク 業 扶 助 (收 容)	22	23	1,663,572.51	
生 葬 業 祭 扶 助	—	—	—	
助 産 務 費	52	52	67,100.00	
施 設	10	10	5,412.00	
計	2	2	1,817.40	
	549	1,294	9,215,092.48	

3、被保護者原因別

(昭和25年12月末現在)

總 數	戰 災 者	引 揚 者	離 職 者	軍 人 遺 族	留 守 家 族 在 外 者	傷 痍 軍 人	復 員 軍 人	一 般 生 活 困 窮 者
863	74	12	35	150	18	5	3	566